参考資料５

第１２回　アクションプラン実行ＷＧ　議事次第

（平成15年10月22日（水）13：00～15：00
総合規制改革会議大会議室）

〔議　事〕

○　国土交通省との意見交換　　（13：00～14：00）

１．自動車検査制度等の抜本的見直し

○　法務省との意見交換　　（14：00～15：00）

１．国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）について

〔配付資料〕

１．「官業打破・民需創造」の視点からの「規制改革推進のためのアクションプラン」（平成15年２月17日）の改訂などについて　－「重点検討事項」の追加及びその実現に向けての今後の進め方－　＜平成15年10月7日第5回総合規制改革会議資料＞

２．自動車検査制度等の抜本的見直し

３．国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

自動車検査制度等の抜本的見直し

－自家用乗用車を中心とする自動車検査証の有効期間の延長－

Ⅰ．規制（改革）の状況

１．現行制度の概要

◇ **自家用乗用車　：　初回３年、次回以降２年**

【道路運送車両法第５８条、第６１条第１項、第２項第２号（別紙１参照）】

（注１）定員１１人以上、専ら幼児の運送を目的とするものについては、１年。レンタカーについては、初回２年、次回以降１年。

（注２）自動車の使用者には、「検査」とは別途、「点検整備」すなわち「日常点検整備」及び「定期点検整備」（自家用乗用車の場合は１年毎）が、義務付けられている。（道路運送車両法第４７条ほか。罰則なし）

【参　考】

・旅客運送事業用自動車（バス、タクシー等）　：１年
・貨物自動車（普通：車両総重量８トン以上）　：１年
　（小型：車両総重量８トン未満）　：初回２年、次回以降１年
　（　軽　）　：２年
・特殊自動車（ロードローラー等）、特種自動車（消防車、広告宣伝用自動車、キャンピングカー等）　：２年

２．制度の沿革

（注）「自家用乗用車」以外の事項も含む。

◇　昭和２７年

・　それまで自動車検査証の有効期間（以下、単に「車検有効期間」という。）はすべて１年であったが、旅客運送事業用自動車については９か月、貨物自動車は１年、その他の自動車は２年とした。

◇　昭和３７年

・　旅客運送事業用自動車の車検有効期間を９か月から１年に、自家用自動車のうち定員１１人以上のものの車検有効期間を２年から１年にした。

◇　昭和５８年７月

・　自家用乗用車の車検有効期間について、初回を２年から３年に延長した。

【臨時行政調査会「行政改革に関する第２次答申－許認可等の整理合理化－（昭和５７年２月１０日）」】　第２　当面の整理合理化事項

１　一般国民の日常生活を対象としたもの

（１）自動車の定期点検整備及び検査

自家用乗用車（軽乗用車を含む。）の定期点検整備及び検査については、国民負担の軽減の見地から、次の事項を講ずる。

①　定期点検整備については、新車の初回の６か月点検を廃止するとともに、点検項目の簡素化を図る。

②　検査については、新車の新規検査の検査証の有効期間を現行の２年から３年に延長する。

③　整備事業者に対しては、基本整備料金の提示、整備内容・交換部品の説明等に係る指導を徹底し、ユーザーの信頼確保を図る。

なお、定期点検整備及び検査については、自動車技術の進歩等に対応して、今後とも適時に見直しを行う必要がある。

（２）自動車の運転免許証の更新（後略）

◇　平成７年７月

・　自動車の保守管理責任が、その使用者にあることを明確化した。

・　車齢１１年を超える自家用乗用車、車齢１０年を超える大型特殊自動車及び小型二輪自動車等の車検有効期間を、１年から２年に延長した。

◇　平成１０年５月

・　車両総重量８トン未満（小型）の貨物自動車、レンタカー乗用車の車検有効期間について、初回を１年から２年へ延長した。

【参　考】

◇　「規制改革推進３か年計画（再改定）」（平成１５年３月２８日）】

Ⅳ．分野別措置事項　１１．運輸関係　③車検制度

ウ　自動車の検査【逐次実施】

安全で環境との調和がとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、かつ諸要望の内容も考慮しつつ、その在り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図る。なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保する。

３．諸外国における制度の概要

（注１）「自家用乗用車」に関する制度。

（注２）我が国の制度と比較して、＿＿＿＿は、緩和されているもの。
＿＿＿＿は、同一のもの。

- 英国　：初回３年、次回以降１年
- ドイツ　：初回３年、次回以降２年
- フランス　：初回４年、次回以降２年
- スウェーデン　：初回３年、次回２年、次々回以降１年
- ベルギー　：初回４年、次回以降１年
- スイス　：初回４年、次回３年、次々回以降２年
- スペイン　：初回４年、２～４回２年、それ以降１年

〔・ ＥＵ法　：初回４年、次回以降２年　〕

- 韓国　：初回３年、次回以降２年

- 米国（ニューヨーク州）　：１年
- 米国(カリフォルニア州)　：２年

Ⅱ．改革の方向性

１．当会議としての基本的考え方

◇　**自家用乗用車の普及状況を見ると、１世帯当たり１．０９台、１人当たり０．４２台**（いずれも平成１４年度）となっており、**いずれも毎年増加**の一途。また、**運転免許保有者数も、７，６５０万人を超えており**（平成１４年末）、最近は、**毎年１００万人程度増加**しているところ。

◇　こうした中で、自家用乗用車に関する車検有効期間の問題は、**「一般国民の日常生活」に最も密接に関わる分野**と考えられる（上記１．２．臨時行政調査会「行政改革に関する第２次答申」参照）。

◇　しかしながら、自家用乗用車の車検有効期間については、**長期にわたり、制度の見直しがほとんど行われていない。**すなわち、昭和２７年以降、現在までの**５１年間で、見直しは１回のみ**（昭和５８年）。それも、初回までの有効期間が１年延長されたのみ（２年→３年）。

◇　したがって、**消費者・利用者本位の規制改革を推進し、国民負担の軽減を図るとの見地から、現行制度（初回３年・次回以降２年）を抜本的に見直し、自家用乗用車に関する車検有効期間を延長**すべきである。

２．ポイント（論拠など）

（１）特に、自動車部品について耐久性等の品質が向上し、劣化・摩耗が生じにくくなったことなどから、著しく自動車の性能が向上していること

・　平成５年６月の運輸技術審議会答申の参考資料によれば、昭和４４年に創設された「定期交換部品制度」（注）に基づく多くの「定期交換部品」（自家用ガソリン自動車用）について、その後、品目の廃止（１６品目）、交換時期の延長（９品目）がなされている。**【別紙２参照】**

（注）定期交換部品制度
　昭和４４年以降、国が自動車製作者に対し、定期交換の必要な自動車の保安部品について交換時期を明示するよう通達により措置したもの。昭和４５年以降、（社）日本自動車工業会において、部品毎に、交換時期に関する共通基準を設定した。

・　車検を受けた車両を対象に、その際に整備を必要とした車両の割合を調査した「平成１２年・国土交通省ストロング・ウィークポイント」と平成８年の同様の調査を比較した場合、幾つかの代表的部品については、その割合の著しい低下が見られる。**【別紙３参照】**

（２）自動車については、その故障などについても自己責任によるものとの認識が既に明確化・周知されていること

・　平成７年の道路運送車両法改正の際に、自動車の保守管理責任が、その使用者にあることを明確化した（上記Ⅰ．２．参照）

【道路運送車両法】（平成６年７月改正）第３章・道路運送車両の保安基準

（使用者の点検及び整備の義務）
第四十七条　自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（３）規制改革の進展の遅れにより、「官製市場」としての自動車整備産業が、依然として相当な規模を有していること【別紙４参照】

・　事業者数、指定工場数などは、増加の一途。
・　総整備売上高、整備関係従業者数なども、平成１４年には若干の落ち込みをみせてはいるものの、ここ５年間の推移を見れば、ほぼ横這い。

（注）自動車整備産業の概要

・　総整備売上高	：	５兆７，２８３億円
・　企業数	：	７０，１５７
・　事業場（工場）数	：	８７，６６４
・　指定工場数	：	２７，５２６
・　整備関係従業員数	：	５３７，０３４
・　整備要員（工員）数	：	３８６，９７７

【別紙１】

自動車検査制度の関連条文

○道路運送車両法

第五章　道路運送車両の検査等

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条　自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（自動車検査証の有効期間）

第六十一条　自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

２　次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一　前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの　二年

二　前項の規定により自動車検査証の有効期間を二年とされる自動車のうち自家用乗用自動車であるもの　三年

３　国土交通大臣は、前条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第七十一条第四項の 規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車が第一項又は前項の有効期間を経過しない前に保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、第一項又は前項の有効期間を短縮することができる。

４　第七十条の規定により自動車検査証の再交付をする場合にあつては、新たに交付する自動車検査証の有効期間は、従前の自動車検査証の有効期間の残存期間とする。

【別紙２】

定期交換部品の交換時期の推移

運輸技術審議会答申「今後の自動車の検査及び点検整備のあり方について」
（平成５年６月１７日）参考資料より抜粋

装置別	交換部品等	交換時期（初回車検の場合）
かじ取り装置	パワーステアリングホース	4年/8万km→4年→7年→廃止（S59）
制動装置	マスタシリングカップ及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km→2年→3年→5年（H3）
	ホイールシリンダカップ及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km→2年→3年→5年（H3）
	ディスクキャリパのシール及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km→2年→5年（S58）
	ブレーキ倍力装置のゴム部品	2年/4万km→2年→4年→10万km→廃止(S59)
	ブレーキ倍力装置のバキュームホース	4年/8万km→4年→廃止（S59）
	ブレーキホース	4年/8万km→4年→5年（S58）
	プロポーショニングバブル	4年/8万km→4年→7年→廃止（S59）
	バキュームポンプオイルホース	2年→4年→7年→廃止（S59）
	ブレーキ液	2万km→2年/4万km→2年→3年（S59）
	ブレーキ液リザーバホース	4年→廃止（S58）
動力伝達装置	トランスミッションホース	2年/3万km→2年/4万km→10万km→廃止（S59。以下２装置とも廃止時期同じ。）
	オートマチックトランスミッションフルード	2年/3万km→2年/4万km→10万km→廃止
	デファレンシャルオイル	2年/3万km→2年/4万km→10万km→廃止
電気装置	点火プラグ（一般プラグ）	1年/2万km→1年→廃止（S48）
	点火プラグ（白金プラグ設定）	10万km→廃止（S59）
原動機	エアクリーナエレメント	2年/4万km→4万km→5万km（S58）
	タイミングベルト	10万km→10万km（一部ｴﾝｼﾞﾝ）（S61）
	エンジンオイル	3月/0.5万km→6月/0.8万km→1年/1.5万km（H3）
	オイルクリーナ	6月/1万km→1万km→1.5万km（S58）
	オイルクーラーホース	4年→7年→廃止（S59）
	燃料フィルタ	2年→4万km→10万km→廃止（H3）
	冷却水	4年→2年→3年（S58）
	燃料ホース	4年/8万km→4年→5年→廃止（H3）
排出ガス装置	二次空気導入用エアクリーナエレメント	2年/4万km→4万km→廃止（S58）
その他	ヒータホース	4年/8万km→4年→5年→廃止（H3）

【別紙3】

有効期間終了後の車検時に整備を必要とした車両の割合

（単位：%）

	初回		2回目		3回目		4回目		5回目	
	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年
ブレーキ	16.0	10.9	29.8	20.6	36.9	25.3	42.0	29.7	40.8	32.0
エンジン	17.3	13.6	30.2	24.5	35.1	26.7	33.0	29.2	32.9	28.8
かじ取り	11.3	8.3	22.8	14.1	27.2	17.8	25.0	22.1	24.9	25.3

（注） 平成8年（普通乗用車、小型乗用車）と平成12年（普通小型ガソリン車、普通小型ディーゼル車、軽乗用車）とで車両の分類が異なっていたため、各年毎の集計の際に合算し、再計算した。

【別紙4】

自動車整備産業の概況

項目＼調査年	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
1.総整備売上高 ※ (億円)	62,775	61,759	62,683	61,702	57,283
2.企業数	73,104	74,334	75,069	－	70,157
3.事業場(工場)数	85,232	85,798	85,996	86,591	87,664
4.指定工場	24,850	25,742	26,433	27,050	27,526
5.整備関係従業員数(人)	540,193	539,427	544,260	550,031	573,034
6.整備要員(工員)数(人)	386,218	384,302	384,031	389,899	386,977
7.1事業場当り整備要員数(人)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4

(注)　各項目の数値は、各年6月現在のもの。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるもの。

(出典:平成15年版自動車整備白書/社団法人日本自動車整備振興会連合会)